

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

●西ニューブリテン州に対する新たな規制の発表

昨年12月31日、National Control Centre は、西ニューブリテン州における新型コロナウイルス感染拡大を受け、1月1日(金)から22日(火)までの間、同州に対して下記の制限を発表しました。

1. 夜間外出禁止令(対象期間:1月1日～22日)

午後10時から翌午前5時まで外出禁止。

2. ロックダウン(対象期間:1月1日から14日間)

1月1日から14日間、航空機、車両、船による同州への人の出入りを禁止する。

詳しい規制内容については、以下(Measure No.13 - West New Britain Province - Provincial Restrictions)をご確認下さい。

<https://covid19.info.gov.pg/files/National%20Pandemic%20Measures/New%20Measures%202021/Measures%202012021/Measure%20No.%2013-West%20New%20Britian%20Province-Provincial%20Restrictions-D2-31.12.20-Signed..pdf>

●PNG 当局は、12月23日(水)以降、新規感染確認者数等につき以下の通り発表しています。

12月23日(水)～1月2日(土):17名

1月3日(日):2名

→現在の累計感染者数:799名

→現在の累計死者数:9名

→累計確認者数の各州内訳:

NCD:361名、ウェスタン州:212名、西ニューブリテン州:140名、東ハイランド州:21名、東ニューブリテン州:13名、ニューアイルランド州:13名、西ハイランド州:10名、セントラル州:10名、モロベ州:6名、東セピック州:3名、エンガ州:3名、ミルンベイ州:2名、西セピック州:2名、南ハイランド州:1名、ブーゲンビル自治州:1名、ヘラ州:1名。

※邦人の皆様におかれましては、手洗い、うがい及び人混みを避ける等の感染予防に努めて下さい。PNG保健省は、新型コロナウイルス感染の可能性や症状(発熱、咳、呼吸困難等)がある場合、ホットライン(1800-200)に電話連絡し、滞在していた渡航先及び現在の所在地等を通報し今後の病院での検査等について指示を仰ぐように呼びかけています。

(ご参考)PNG政府特設ウェブサイト:<https://covid19.info.gov.pg/>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所: Godwit Road、Waigani、Port Moresby、NCD、Papua New Guinea

電話: 3211800

国外からは(国番号 675) 321-1800

E-mail: sceoj@pm.mofa.go.jp

ファックス: 323-0153

国外からは(国番号 675) 323-0153

ホームページ: <http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>